

16歳未満の扶養親族の数に注意してください

「16歳未満の扶養親族」を「その他の扶養親族」として数える誤りが多くあります。扶養親族の方の年齢を毎年確認のうえ、記載してください。

生命保険料等の内訳は必ず記載してください

生命保険料控除の金額のみ記載し、支払額の内訳の記載が漏れている誤りが多くあります。内訳に記載の無い場合や記載に誤りがある場合、住民税の計算時に生命保険料控除が適用されないことがあります。

前職分の情報を詳しく記載してください

令和7年中に入社した方で前職分の支払額等を含めて年末調整した場合、支払額等を摘要欄に記載してください。記載内容に不足がある場合、住民税の計算時に前職分の給与が二重に計上されてしまうことがあります。また、複数の前職分を含む場合、それぞれの支払額等を分けて記載してください。

住宅借入金等特別控除の内訳を正しく記載してください

住宅借入金等特別控除の記載内容に不足があると、住民税での控除が適用できません。

特に

- ・居住開始年月日
- ・住宅借入金等控除区分
- ・住宅借入金特別控除可能額

の記入漏れや誤りが多く見受けられます。

給与支払報告書送付の際に宛名ラベルとしてお使いください。

〒020-8530

岩手県盛岡市内丸12番2号

盛岡市役所 市民税課 市民税第一係 行

(令和8年度 給与支払報告書 在中)

給与支払報告書（個人住民税特別徴収）に関するお問い合わせ先

盛岡市 財政部市民税課

市民税第一係

電話 019-613-8496（直通）

Web <http://www.city.morioka.iwate.jp>

広報ID 1000488



電子メールでのお問合せは、上記盛岡市公式ホームページのお問い合わせフォームをご利用ください。

令和8年度

給与支払報告書 個人別明細書 作成のポイント



○ 内容に漏れや誤りがあった場合、
控除額が住民税に正しく反映できない
ことがあります。

正確な記載をお願いします



盛岡市 広報キャラクター「モリイ」

給与支払報告書の提出受付は既に始まっています

※その他の変更点や詳細については、国税庁作成の「令和7年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引き」を参照してください。